［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第九西川口の項の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第十五百七十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第四十条第一項及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十五条第一項の規定に基づき、法第四十条第一項の権限及び法第四十四条第二項の規定による権限について委任を行うこととしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年五月三十日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

法第四十条第一項の規定により個人情報保護委員会から法第四十条第一項に係る権限のうち警察共済組合に係るものを委任された場合においては、当該権限及び法第四十四条第二項の規定に基づく権限のうち警察共済組合に係るものについては、当該委任の期間として個人情報保護委員会が定めた期間と同一の期間、警察庁長官に委任する。

附　則

平成十七年内閣府告示第三十二号は、廃止する。

○総務省告示第百七十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十九年七月一日から施行する。

なお、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十九年六月三十日限り廃止する。

平成二十九年五月三十日

総務大臣　山本　早苗

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）	備考
72.54MHzから72.66MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	東海総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	平成34年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	平成34年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成34年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成34年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成34年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成34年６月30日まで	50W以下	静岡県の区域を除く。 空中線電力は、１W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	平成34年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成34年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成34年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHzから146.218MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 岩手県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 鳥取県及び島根県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。